

平成 26 年度 第 1 回水素スタンド保安検査基準委員会 議事録

- 1 . 日 時 : 平成 26 年 11 月 6 日 (木) 10:00 ~ 12:00
- 2 . 場 所 : 石油エネルギー技術センター 第 1,2 会議室
- 3 . 出席者 :
委 員 : 澁谷委員長、大河内委員、岡部委員、小川委員、堀口委員、松本委員
御手洗委員、石川様 (斎藤委員代理) 西井様 (山口委員代理)
オブザーバー : 遠藤室長補佐 (METI)、山田係長 (METI)、肥後様 (METI)、志村係長
(METI)、濱野様 (FCCJ)、栗津様 (HySUT)、金子様 (HySUT)
事務局 (JPEC) : 川付、吉田、遠藤、小林、大場、小森、佐藤、森本、三枝、石本、
川又、齊藤、相田

4 . 配布資料

- 資料委-14-02-01 水素スタンド保安検査基準委員会・委員名簿
- 資料委-14-02-02 平成 25 年度 第 1 回 水素スタンド保安検査基準委員会 議事録 (案)
- 資料委-14-02-03 保安検査基準委員会および分科会開催状況
- 資料委-14-02-04 保安検査基準委員会および分科会の公開状況について
- 資料委-14-02-05 保安検査基準 (圧縮水素スタンド関係) JPEC-S 0001(2014)
- 資料委-14-02-06 保安検査基準についての指摘事項と対応案、新旧対照表

5 議事概要

5 . 1 委員紹介

事務局より、資料-委 14-02-01 『水素スタンド保安検査基準委員会・委員名簿』により、交代された委員と所属の変更のあった委員の紹介を行った。

5 . 2 前回議事録確認

事務局より、前回の保安検査基準委員会 (平成 26 年 3 月 3 日開催) の議事録案について、資料-委 14-02-02 『平成 25 年度第 1 回水素スタンド保安検査基準委員会 議事録 (案)』を用いて説明を行い、議事録案は承認された。

5 . 2 . 3 保安検査基準のプロセスレビューについて

前回の委員会では、過去の委員会の結果がフィードバックされているかを確認することとされ、事務局より、資料-委 14-02-03 『保安検査基準委員会および分科会開催状況』を用いて、これまでの委員会及び分科会での検討内容、審議事項及び決議事項について説明を行った。

また、委員会等の開催案内や議事録の公開状況に不備があるとの指摘があったため、JPEC 自主基準のホームページの見直しを行い、資料-委 14-02-04 『保安検査基準委員会および分科会の公開状況について』を用いて自主基準に関する公開状況の説明を行った。

保安検査基準のプロセスレビューについては、承認された。

(委員): 委員会の書面投票に関してコメント付賛成とあるが、内容の修正を行ったのか。また、その場合はどのような対応を取っていたのか。

(事務局): コメント付賛成のコメントとは、誤字や脱字の訂正や表記方法についてであり、それらについて修正を行った。

(委員): その結果については、各委員に連絡はしているのか。

(事務局): コメントを反映した修正案を委員にはメールでお送りした。技術的な問題についてのコメントがあれば、再度書面投票を行うこととしているが、誤字等の修正については、メールで確認いただくことで了解をいただいている。

(委員): プロセスレビューは、どの期間を対象とするのか。

(事務局): 9月18日の分科会(書面投票)、それから本日の委員会の開催案内までについてである。

(委員): 9月18日の分科会の書面投票結果で、コメント付賛成1とあるが、これについてはどのような対応を取ったのか。

(事務局): こちらも、コメントの内容は表記方法と誤字脱字であり、修正したものを委員に送り確認いただき、添付資料04の9ページ示したようにホームページ上に公開している。

(委員): 了解した。

5.2.4 保安検査基準のテクニカルレビューについて

事務局より、資料-委 14-02-05『保安検査基準(圧縮水素スタンド関係) JPEC-S 0001(2014)』、資料-委 14-02-06『保安検査基準についての指摘事項と対応案、新旧対照表』を用いて、修正を行った保安検査基準案と変更点について説明を行った。

(委員): 保安検査基準案について、今日の委員会で採決するということになるのか。時間が短いため、書面投票などを実施して欲しい。

(事務局): 文が長く、この場で決議できないことも予想されるため、書面決議を行うことで調整する。

(委員): 23ページの高圧ガス設備の目視検査の注1で、「貯槽を開放しないと検査できない弁については貯槽開放時」とあるが、この注釈では、どのような時を開放時であるか示しているため違和感があり、この部分を削除した方が良いのではないかと。

(事務局): 記載方法については、再度検討する。

(委員): シリンダーキャビネットを保安検査項目に入れるのであれば、キャビネット内に負圧にすることなどが例示基準に定められているので、それらを保安検査項目に加える必要があるのではないかと。また、シリンダーキャビネットは、毒性ガスを

対象としたものであると思うが。

(事務局): シリンダーキャビネットについては分科会で検討した結果、法令にあるのであれば残すべきとなった。水素スタンドでは、毒性ガスを使うことは考えにくいと思うが、一般則 7 条の 3 が、6 条のシリンダーキャビネットの部分を準用しているので残している。

天然ガススタンドの基準である一般則 7 条では、この部分を準用していないので、保安検査基準には、シリンダーキャビネットに関する記載がない。

分科会では、シリンダーキャビネットの項目を削るのであれば、保安検査基準ではなく、元の法令の方を削ることになるのではという結論となった。

(委員): シリンダーキャビネットを残すのであれば、保安検査基準をきちんと対応することが必要である。

(事務局): シリンダーキャビネットの保安検査基準の内容について検討する。

(委員): 資料 06 の指摘事項と対応案の資料で、8 月 28 日の検討会という記載があるが、資料 03 の委員会及び分科会の開催状況には、この検討会が記載されていない。

(事務局): 8 月 28 日の検討会とは、NEDO 事業で行っている 82MPa の保安検査の検討会である。そちらで指摘いただいたものではあるが、自主基準にも関係する課題であると考え検討を行った。

(委員): 検討会での指摘事項という項目は、審議の対象になるのか。

(事務局): 検討会での意見も反映させ自主基準案を作成している。その結果は、保安検査基準分科会にて書面投票を行っているので、今回の審議の対象となる。

(委員): 貯槽と蓄圧器では検査内容が多少異なるようだが、貯槽と蓄圧器の定義はどのようになっているのか。

(事務局): 一般則 7 条の 3 第 1 項第 4 号では、「圧縮水素の貯槽（蓄圧器（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る）を含む）」と定義され、貯槽と蓄圧器は別のもの区分している。

(委員): 巻末の解説では蓄圧器の非破壊検査として水素脆化について述べているが、なぜ SCM435 についてのみ記載しているのか。

(事務局): 例示基準では、40MPa 以下の蓄圧器に使用する材料として SCM435 しか定義されていないため、これについて記載している。例えば、SA723 や SNCM439 などで蓄圧器を作る場合があったとしても、別途事前評価を受けて設置するため、この保安検査基準では対象としていない。

(委員): 蓄圧器の非破壊検査の解説について、元の表現では十分なデータが得られていないため必要であり、十分なデータが得られた後は超音波検査は必ずしも必要では

ないと読めたのだが、新しい文では水素脆化の影響があるとなっており、若干意味合いが変わるような気がするが。

(事務局): 元の文では、将来を意図を記載していたが、現時点の事実のみを記載することとした。

(委員): 基準案の 33 ページでは、貯槽に「及び蓄圧器」を追記したとあるが、先ほどの説明では、貯槽に蓄圧器が含まれているので、追記は不要ではないか。

(事務局): 貯槽に蓄圧器が含まれるが、蓄圧器を別途記載した方が分かりやすいと考え追記した。

(委員): 貯槽の開放周期について巻末の解説に記載しているが、本文中に書いた方が良いのではないか。

(事務局): 貯槽の検査については、7 条の 3 の保安検査方法をまとめた別表 3 では、目視検査と非破壊検査で良いとされている。しかしながら、LPG 貯槽を考えた場合には開放検査等を考慮しなければならないと思われる。これについては、再度検討し、分科会に諮ることとしたい。

(事務局): 本日の内容について追加コメントがあれば、事務局にメールで送りして願いたい。ご指摘いただいた内容については、事務局で再度検討し分科会に諮ることとする。

以上